

# 入札申込者心得書

平成 24 年 4 月 1 日  
一般財団法人高度情報科学技術研究機構

入札申込者（以下「入札者」という。）は、次の各事項をよく読んで入札に参加してください。

## （入札参加者の資格）

- 1 . 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することはできません。

## （入札参加者の制限）

- 2 . 次の各号に該当すると認められる者は、入札に参加できません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とします。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査に際し、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する者を入札代理人として使用する者は入札に参加できません。

## （入札仕様書、図面等）

- 3 . 入札に参加しようとする者は、予め仕様書、図面、見本、現品、現場、契約条項及び関係法規等をよく研究調査のうえ、入札しなければなりません。

## （入札の日時及び場所）

- 4 . 入札は公告又は通知した日時及び場所で行うものとし、当該日時に遅れたときは、入札に参加させないことがあります。

## （入札の取扱い）

- 5 . 入札は契約の申込として取扱いますのでご了承ください。

(保証金)

6 . 入札保証金については、公告又は通知します。

(代理人の入札参加)

7 . 入札者が代理人として入札させるときは、その者に対する委任状、その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明してください。

(郵送による入札参加)

8 . 郵送による入札の参加を認めているときは、入札書を郵送(書留扱いに限る。)により提出することができます。この場合は、入札日の前日午後 5 時までに到着することを要し、封皮には「 年 月 日執行 (件名)入札書」と明記してください。

ただし、入札日の前日が日曜日又は祝祭日のときは、前々日までに到着することを要します。

(入札書の記載方法)

9 . 入札はすべて入札書で行い、入札書は横書き、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成封かんし、封皮には自己の氏名及び「 年 月 日執行 (件名)入札書」と明記して入札事務を担当する職員に提出してください。また、入札を辞退しようとする者は、入札書の金額記載欄に「辞退」と明記してください。

(入札金額の決定)

10 . 入札金額は入札書に記載してある合計金額により定めます。

(開札)

11 . 開札は、第 4 項に掲げる日時及び場所の入札者立会いのもとで行います。

入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない当財団の職員を立ち会わせて行いません。

入札者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができません。

(落札)

12 . 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者のうち、請負、買入れ、賃借等の場合は、最低の価格で入札した者を落札者とし、売払い、貸付等の場合は、最高価格で入札した者を落札者とし、この者と契約することを原則として、当財団の定める手続きを経た後決定します。

なお、最低の価格で入札した者であっても適正な価格でないと認められる場合は、その者に対して必要な調査を行い、予定価格の制限に達した入札者のうち、次に最低の価

格で入札した者を落札者とすることがあります。

ただし、コンペ方式などの契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が当財団にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

(落札者2者以上の場合)

13 . 落札者となるべき同価額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、入札者のうちから抽選により落札者を決定します。もし、当該入札者のうち出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当財団の職員に代行してくじを引かせます。

(再度の落札)

14 . 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。入札の回数は、原則として3回以内とし、なお落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札者のうちから特定の相手方と協議に入ることがあります。

(入札者の排除)

15 . 入札者が入札現場において、次の各号の一に該当する行為があると認められるときは、入札から排除する。

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げる者

(入札の無効)

16 . 入札者が次の各号の一に該当する場合における入札は無効とします。

- (1) 第1項、第2項及び第15項の各号の一に該当する者の行った入札
- (2) 入札の要素に入札者の錯誤があると認められるとき
- (3) 提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であることが確認し難いとき
- (4) 入札書の記載事項が不明なとき
- (5) 入札書に記名、押印がないとき
- (6) 同一者が2以上の入札書を提出したとき
- (7) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき
- (8) 前各号のほか、入札に必要な条件をそなえないとき

(契約事務)

17 . 契約相手方として決定した者は、速やかに契約書その他の関係書類を作成し、契約事

務を担当する職員に提出しなければならない。

(その他)

18. 入札者は入札後、この心得書、仕様書、図面、契約条件及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

以 上